

1 立地適正化計画策定の手続

- (1) 立地適正化計画は、多様な関係者による議論を経て作成・実施されることが望ましいことから、居住誘導区域等のエリア設定に関する事項や、誘導施設整備事業の実施方法など、立地適正化計画の作成・実施に関する事項等を議論する場として、「市町村都市再生協議会」を設置することができます。(都市再生特別措置法第 117 条)。
- (2) この協議会には、当該市町村のほか、誘導施設を整備する民間事業者や関係団体、公共交通に係る交通事業者、住民代表等の様々な関係者に加え、近隣市町村との連携・調整を図る観点から、広域調整を行ううえで主体的な役割を果たす県や近隣市町村の参画が考えられます。
- (3) 協議会の運営にあたっては、既存の法定協議会(例えば、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく協議会、中心市街地の活性化に関する法律に基づく協議会など)を束ねてそれぞれを兼ねるものとすることや、それぞれの協議会委員の相互乗り入れなど、柔軟な運用が望まれます。
- (4) 市町村は、立地適正化計画を作成しようとするときは、公聴会の開催や、その他住民の意見を反映させるために必要な措置をとらなければならないとされています。これは、特に居住誘導区域や都市機能誘導区域の外では、これらの区域内で講じられる各種特例措置が適用されないため、十分な住民の合意形成プロセスを経ることが重要なためです。
- (5) 住民の意見を反映させるための措置として、公聴会の開催に加え、まちづくりの方向や内容等に関するアンケートの実施、ワークショップの開催など、地域の実情に応じて実施することが考えられます。
- (6) また、住民の意見とともに、公正かつ専門的な第三者の意見を踏まえて立案していくことが住民の合意形成を円滑化するとともに、立地適正化計画の着実な実施を図る観点から重要であるため、立地適正化計画を作成する際は、市町村都市計画審議会の意見を聴くこととされています(都市再生特別措置法第 81 条第 22 項)。
- (7) 市町村は、立地適正化計画を作成したときは、これを公表するとともに、県に立地適正化計画の写しを送付する必要があります(都市再生特別措置法第 81 条第 23 項)。また、「住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化に関する基本的な方針」が記載された計画が公表されたときは、市町村都市計画マスタープランの一部とみなされます。